

第2回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：平成28年7月27日（水）

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館2階会議室

（事務局）

ただいまから平成28年度第2回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数について報告いたします。本日は、労働者側代表の梅野委員、使用者側代表の下村委員が所用により欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は成立しております。

また、本日の審議会は公開となっており、傍聴人がおられます。

今後の議事進行は会長にお願いいたします。

（会 長）

早速ですが、議事に入ります。議題の1番、新潟県最低賃金の改正決定に係る意見聴取についてということです。事務局から資料の説明がありましたらどうぞ。

（室 長）

説明させていただきます。議題の（1）「新潟県最低賃金の改正決定に係る意見聴取」についてですが、2点説明いたします。1点目は、第1回本審において、新潟県労働組合総連合佐藤議長より提出された要請書の中で、「新潟県最低生計費試算調査結果」について、調査の呼びかけ人である新潟県立大学小沢薫講師の聴取を行ってほしいとの要請があり、その取り扱いについて、今回、ご協議をお願いいたします。

それから2点目です。本審の場で意見を述べたいとして、今回、資料No.2、1ページから3ページのとおり文書の提出がありました自治労連新潟県公務公共労働組合書記長広瀬喜代子さんからの意見書となります。

（会 長）

では、最初の、第1回本審におきまして新潟県労働組合総連合から提出のありました「新潟県最低生活費試算調査結果」が資料No.14で配布しております。各委員お持ち帰りになってご精読いただいたものと思われまます。これにつきまして、調査の呼びかけ人を承知して意見聴取を実施してほしいという点について、協議をいたします。使側の意見は前回聞い

ておりますので、労側の意見がありましたらどうぞ。

(諸橋委員)

第1回の本審におきまして提出がありました「新潟県最低生計費試算調査結果」の意見聴取につきましては、これまでは地域別最低賃金を審議するうえで最低賃金法の第9条第2項に地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならないとしてきております。今回いただきました調査結果につきましては、その一つの生計費の部分になると考えますので、生計費のみに重点を置くのではなく、県全体の賃金、企業の支払能力などを考慮していかなければならないと考えておりますので、今回、要請のありました「新潟県最低生計費試算調査結果」につきましては、今後の審議におきまして生計費を考慮する参考とさせていただきたいと思っておりますので、意見聴取までは行わなくてもよいと考えております。

(会長)

ありがとうございました。

ほかにご意見等ありますか。

よろしいですか。では、本件につきましては、呼びかけ人からの意見聴取は行わないということにいたします。なお、この調査結果につきましては、専門部会等で審議の参考として十分参考としていただきますようお願いいたします。

次に2点目、7月21日に資料No.2のとおり自治労連の新潟県公務公共労働組合書記長の広瀬さんから、審議の場において直接意見表明をする機会を設けてほしいという意見書の提出がありました。これにつきましては、第1回の審議会におきまして、今回の審議会の場で意見を述べていただくことにしているところであります。本日は広瀬さんからお越しいただいておりますので、ご意見を述べていただきたいと思っております。おおむね10分程度でお願いしたいと思っております。広瀬さん、意見聴取人席でお願いいたします。

(広瀬氏)

おはようございます。よろしく申し上げます。

自治労連公務公共一般労働組合の広瀬喜代子と申します。よろしく申し上げます。私は新潟県の最低賃金が抜本的に改善されることを求めて発言をさせていただきます。

私たちの組合は公務員及び関連の職場で働く非正規労働者を組織しています。「官製ワーキングプア」という言葉が言われて久しいですが、まさにその言葉どおりの状態が公務

員及びその関連職場の非正規労働者に存在しています。公務員の待遇は良いと世の中では思われています。だから、同じ公務関連職場で働く非正規労働者の大方は正規職員と同等か少しの違いくらいの処遇だと考えられています。それでは「官製ワーキングプア」という言葉は生まれないのではないのでしょうか。

私たち組合員の非正規保育士について述べさせていただきます。今、国会内外でも保育士の処遇問題が大きく取り上げられています。専門職でありながら、他の職種より大きく下回る賃金になっていることがようやくクローズアップされました。その保育士の低い処遇の中でも、非正規保育士はより劣悪な状態に置かれています。新潟市の場合、非正規保育士がなんと保育士全体の7割になっています。この状況では、以前のように非正規は正規職員の補助的業務をしていればよいことにはなりません。仕事に正規、非正規の違いがなくなるのは必然のことと思います。ですから、現実には非正規保育士も正規保育士と同じ仕事をこなしています。クラス担任もしなければならぬ状況があります。もちろん、保育園の現場で働いているようすから、正規も非正規も分かりません。子どもを預けている保護者さえ、だれが正規保育士でだれが非正規保育士か分かりません。それは力を合わせて子どもにとってよい保育実践をしているからだと思います。

しかし、非正規保育士の処遇は生涯賃金で見れば正規職員の約3分の1という実態です。契約が1年更新だからと昇給はありません。経験加算がありません。そのため、勤務1年目の人も20年目のベテランの非正規保育士も同じ賃金です。そのうえ日給制ですから、休日が多いと賃金が少なくなります。毎月賃金が上がったり下がったりします。生活の安定がありません。もちろん、一時金も退職金もありません。1年更新を理由に20年、30年、劣悪な処遇が続いているのが実態です。これこそが「官製ワーキングプア」の実態ではないのでしょうか。それでも、とにかく子どもが好きで保育の仕事が好きだから耐えられるし、頑張れる、クラス担任もやりがいがあると非正規の組合員の人たちは話をしています。しかし、働き続けたいと思いつながら、非正規保育士の待遇では、親元から離れて一人暮らしをしていくことができず、泣く泣く保育園を辞めて、別の仕事に就かざるを得ない組合員もいました。働き続けたいけれども生活ができない、この処遇の実態では、募集をしても非正規保育士に応募する人は少なく、当局としても大変な事態となっています。しかし、現実には保育園で保育士は足りません。保育士不足を補うのは、結局、非正規保育士しかないのです。

信じられないことに、非正規保育士は財政上、人件費ではなく消耗品費あるいは物品費となっています。非正規保育士にとっては、私たちは人間ではなく、物扱いなのですねと、先日も改めて自分たちの置かれている状況を受け止めざるを得ないことになっています。

同じ仕事をしながら差があってはなりません。均等待遇、同一労働同一賃金でなければならぬと思います。今、求められている最も大切なことは、最低賃金を大幅に引き上げること。1日も早く人間らしく暮らせる最低賃金1,000円以上を実現することと考えます。

公務職場に働く労働者の賃金は、労働者全体の賃金に大きく影響します。とりわけ公務職場で働く非正規労働者の賃金は最低賃金アップのブレーキ役を務めさせられています。他方で、最低賃金引き上げは公務職場で働く非正規職員の処遇改善にもつながっています。

「新潟県最低生計費調査結果」から、憲法第25条が保障する「人間らしい暮らし」を実現するためには、月額22万円から25万円が必要であり、月150時間労働で計算すれば、時給で1,500円が必要最低生計費であることが明らかになりました。

最後に、非正規労働者も人間として扱うこと。人間として生きていくことのできる最低賃金に改善することを求めて陳述を終わります。ありがとうございました。

(会 長)

どうもありがとうございました。広瀬さんは傍聴も希望のようですので、そちらにお座りください。

これで意見聴取を終わらせていただきますが、ただいまのご意見も十分に参照させていただきます。

議題の1を終わりました、議題の2に入ります。平成28年度地域別最低賃金額改定の目安についてです。

(室 長)

議題の(2)平成28年度地域別最低賃金額改定の目安について説明させていただきます。

議題に(予定)とありますとおり、7月26日に第4回の中央最低賃金審議会の目安小委員会が開催されておりますが、本日まで改定の目安の答申は示されておられません。したがって、今後、改定の目安の答申が示されましたら、速やかに各委員にお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(会 長)

そういうところで、委員の方はテレビ、ラジオ等のニュースでは承知しておられるかと、まだその程度のレベルなので、事務局としても説明まではできないということでございます。これはこれでよろしいですか。

議題3、最低賃金基礎調査結果について、事務局から説明させていただきます。

(室 長)

議題(3) 最低賃金額基礎調査結果(報告)について説明させていただきます。

別冊の平成28年度最低賃金に関する基礎調査結果をご覧ください。

まず、1点訂正がございます。めくっていただいて1ページ、調査対象の表の中で、一番上の製造業の事業所数が296となっておりますけれども、これは294の誤りでした。計は641で間違いございません。よろしくお願いいたします。

それでは、説明に移りたいと思います。この資料につきましては、パート労働者を含む新潟県の地域別最低賃金対象産業の全労働者について調査結果を集約した資料になります。1ページをご覧ください。この資料を作成するために行いました調査方法の概要を記載しております。この調査の目的は、新潟地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改定の審議に資するため、低賃金労働者の賃金の実態を的確に把握することを目的に、毎年6月に実施しております。

はじめに、この資料を作成するための基礎調査の概要について説明いたします。調査対象は新潟県全域の労働者数100人未満の製造業と、労働者数30人未満の卸売・小売業、飲食業、宿泊業、理美容、医療、福祉、サービス業の事業所の中から641事業所5,134人の労働者に対し、平成27年6月分の賃金額を調査し、集計を行っております。対象事業所の選定及び調査回答数から全体数へ復元するための資料として、一昨年2月に公表された平成24年経済センサス活動調査を使用しております。調査客体の選定につきましては、産業別、規模区分ごとの母集団事業所数と昨年度の基礎調査の影響率から抽出率を導いて、母集団の事業所数に抽出率をかけて産業別に調査客体を選んで調査を行っております。本年度、調査結果を出すために、統計上必要な客体641事業所を、業種区分、規模区分別に無作為に抽出して、その集団全体の情報を集計し、標本調査の結果を母集団として復元しております。

調査結果につきましては、資料4ページ以降となります。後ほど説明させていただきます。まずは、資料2ページをご覧ください。これは調査結果の集計区分平成28年度最低賃金基礎調査テーブル表のとおり、地域別最低賃金適用業種に定めています。このテーブル表は、特定最低賃金が定められている業種を除いて集計しております。

次に、3ページを見ていただきますと、これが基礎調査に使用した調査票の用紙となります。賃金額の記載につきましては、(8)の欄となります。時間当たりの所定内賃金を算出する場合は、(9)の精皆勤手当から(12)のその他手当までの手当を除いた賃金を時間額に換算して算出しております。

次に、集計結果について説明させていただきます。細かな表で申し訳ありませんが、4

ページをご覧ください。これが総括表（1）になります。規模別、年齢別に集計したものです。この上部の枠外に「大計 01」とあります。これは2ページのテーブル表の区分を表しています。2ページを見ていただきますと、左端のところに「大計 01 地域最賃対象産業」となっており、この集計が総括表ということになります。以下、6ページ以降が中計、明細というように業種区分に対応した集計表の内容となっております。

次の5ページの総括表（2）につきましては、年齢、性別別に集計したものになっております。こちらは、パート労働者も含む全労働者の集計になっておりまして、パート労働者だけの集計は、そのあと40ページにございます。41ページから43ページまではパート労働者を含む全労働者の勤続年数別に集計したものになります。こちらにつきましては、後ほどご覧いただければと思います。

戻りまして、4ページをご覧ください。この表の一番左側の欄は、時間当たりの所定内賃金額を記載しております。850円未満までは10円刻みになっております。850円から1,000円未満までは50円刻み、1,000円から1,500円までは100円刻みの区分となっております。表の左上部に合計34万8,632という数字がありますが、これが復元後の地域別最低賃金対象産業全体の労働者数になります。この34万8,632名の下の729は649円以下の賃金額の者が復元後729人いることを表し、括弧の数字は全体の0.2パーセントに当たることを示しています。以下、表の下の人数については累積の数字となっております。

次に、本調査を基に、現行の新潟県最低賃金731円に達していない労働者の割合、いわゆる未満率を算定しますと、全体としては1.8パーセントとなりますが、その未満率の算定方法について説明させていただきます。新潟県の最低賃金731円が含まれている階級は730円から739円まで、表の計から下10段目になります。この中に含まれておりまして、類型の労働者数が1万5,036名となっております。この直前の階級区分720円から729円には5,248名おりますことから、1万5,036名から5,428名を引くという計算によって、730円から739円の階級には9,608名いることとなります。ただし、730円から739円の階級区分の中の労働者の内訳が分からないため、1円ごとに均等の該当者がいると仮定して9,608名を10円で割った計算をいたしますと、1円ごとに960.8名がいるものと見なします。新潟県最低賃金を下回るのは730円に該当する労働者になりますので、960.8掛ける1で960.8名になります。そして、その直前の階級区分までの累積労働者数5,428名がおりますので、この人数を加えた数が新潟県最低賃金未満のものと推定いたします。この数が6,388.8名となります。これと復元後の全体の労働者数34万8,632名に対して占める割合を計算しますと、1.832パーセントとなり、小数点2位以下を四捨五入いたしまして、1.8パーセントが未満率ということになります。

これから金額の審議をいただきまして、最低賃金が改定されますと、改定後の最低賃金額を下回る労働者が出てまいります。この割合が影響率となりまして、影響率につきましても、今ほどの未満率と同様の方向で算出することになります。

続きまして、統計全体に係る事項について説明させていただきます。母集団復元の方法につきましては、先ほど説明させていただいたとおり、対象となる集団から無作為に抽出した一部の情報からその集団全体の情報を推計しております。したがって、標本調査の結果を母集団として復元しております。

時間当たりの所定内賃金について、基本給額と諸手当のうち、精皆勤手当、通勤手当、家族手当及び賞与、時間外手当、早出手当、深夜手当、休日手当、宿直手当等を除いた手当の1時間当たりの額の合計額をいっています。最低賃金の計算には3手当を除くとしておりますが、その手当というのは精皆勤手当、通勤手当、家族手当のことになります。

基礎調査では、毎年6月分の賃金計算期間において各調査対象事業所の所定労働日数を満稼働した場合に支払われる見込みの基本給及び諸手当を調査しております。月給者の賃金の時間換算をする場合、月給額を6月の所定労働時間で割って計算しておりますために、6月の所定労働時間数が年間所定労働時間数から算出した1か月、平均所定労働時間数より多ければ、最低賃金に達している場合であっても最低賃金未満の区分に入ってくる場合がございます。

次に、調査に関する統計用語の説明をさせていただきたいと思っております。総括表(1)、4ページになりますが、この一番下の欄をご覧ください。第1・20分位数というものがございまして。これは労働者の人数を低いものから高いものへ1列に並べて20等分した下から20分の1番目の賃金になります。この表では、復元後の全労働者数34万8,632名を20で割った1万7,431.6名を四捨五入いたしまして、低いほうから1万7,432番目の賃金が、そこにありますように740円となることを表しております。

その下の第1・10分位数につきましても、同じように10等分した下から1番目の賃金をいいます。次の第1・4分位数は4等分した下から4分の1番目の賃金をいいます。その下の中位数につきましては、労働者の賃金を低いほうから高いほうへと1列に並べたときにちょうど真ん中に位置する人の賃金ということになります。一番下の四分位偏差係数というのは、賃金分布の評価方法の一つで、格差の程度を示す指標になります。値が大きいほど分布の広がりが大きく、その分格差が大きいといわれているものです。

最後に、今年と昨年のそれぞれの分位数の金額について説明いたします。今年は第1・20分位数がこの表にありますように740円、昨年は730円でした。第1・10分位数は今年が760円、昨年は750円でした。第1・4分位数は今年が820円、昨年は832円でした。

中位数は今年が1,018円で昨年度は1,039円となっております。

以上で基礎調査の説明とさせていただきます。

(会 長)

ありがとうございました。基礎調査結果の報告をいただきましたが、ご質問、ご意見等ありましたら。

(大串委員)

確認ですが、今、20分位数、10分位数、4分位数と説明していただいたのですけれども、傾向としては、底上げにはなっているのですけれども、上のほうは減ってきているような傾向に、去年から今年に関してはそういうことが言えるということでしょうか。

(室 長)

先程最後に申し上げましたように、昨年度と比べたところ、やはり今、大串委員が言われたような傾向はあるのかなと感じております。

(永井委員)

今、中位数までの当たりが出ていたのですけれども、昨年の偏差係数はいくつになったのでしょうか。

(室 長)

それは後程確認します。

(会 長)

そのほか、今のところはよろしいですか。

次に行きます。第1回の本審で申し上げましたように、実質的な審議は専門部会にお願いすることになっております。この新潟県最低賃金について、労使、何かご意見等がありましたら伺います。

労はないですか。

使は特にないですか。

ありがとうございました。次に、議題の4、その他に入ります。事務局、どうぞ。